

議 事 日 程 (第 3 号)

平成25年 1 月24日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第97号 損害賠償の額の決定について

日程第 4 議案第98号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第10号) について

日程第 5 議案第99号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 6 町議第 1 号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 7 町議第 2 号 関ヶ原町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (9 名)

1 番	川 瀬 方 彦 君	2 番	子 安 健 司 君
3 番	松 井 正 樹 君	4 番	田 中 由 紀 子 君
5 番	小 谷 清 美 君	6 番	浅 野 正 君
7 番	中 川 武 子 君	8 番	澤 居 久 文 君
9 番	室 義 光 君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	教 育 長	山 崎 悦 生 君
参事兼総務課長	谷 口 輝 男 君	参 事 兼 地 域 振 興 課 長	高 木 博 之 君
参事兼学校・ 社会教育課長	山 田 満 君	税 務 課 長	若 山 孝 幸 君
住 民 課 長	藤 田 栄 博 君	水 道 環 境 課 長	三 宅 芳 浩 君
病 院 事 務 局 長 兼 総 務 課 長	西 脇 哲 郎 君	西 消 防 署 長	田 中 文 男 君
産 業 建 設 課 長	澤 頭 義 幸 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	吉 田 和 司	書 記	富 田 真 一 郎
-------------	---------	-----	-----------

開議の宣告

議長（澤居久文君） おはようございます。

1 月半ばを過ぎたというのに、この暖かさは何でしょうかというような暖かいお天気ですが、こういう天気の年は 2 月が一番要注意という、そういう時期かもわかりませんので、体勢のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速会議を始めます。

会議を始める前に若干お願ひしたいことがありますので、御了承願ひます。

本日午前10時より、ふれあいセンターにおいて西南濃民生委員・児童委員の研修会が開催され、町長が挨拶されるという関係で、10時前に、9時50分ぐらいに休憩といたしますので、御了承願ひます。あわせて、6番の浅野議員が、親戚葬儀のため10時半過ぎに退席したいということでございますので、了承いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付してありますが、最初に一般質問を行います。次に、日程第3、議案第97号から日程第7、町議第2号までは2日目に質疑が終わっておりますので、本日、議題とした後、順次討論、採決を行います。会議終了後、若干協議したいことがありますので、御協力をお願いします。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（澤居久文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、7番 中川武子君、9番 室義光君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（澤居久文君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

5番 小谷清美君。

〔5番 小谷清美君 一般質問〕

5番（小谷清美君） それでは、お許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目は、関ヶ原町が抱える諸問題についてでございます。

さきに行われました任期満了に伴う関ヶ原町長選挙において、11月20日、無投票当選をされ、

まことにおめでとうございます。

役場での行政経験も豊かで、また監理官として町政全般に力を注いでこられ、その実績を生かして、町のため、町民の幸せのために御尽力をいただけるものと大変期待をしている一人です。町長として昨年12月26日に就任されたばかりで、町が抱えるさまざまな課題についての具体的な対策はこれからだとは思いますが、それぞれの課題に対しての取り組みへの思いといったものをお聞きしたいと思います。

まずは、関ヶ原病院の経営改善であります。

町長の所信表明にも、医師の確保が最優先であり、民間経営のノウハウの導入も必要であると述べられておりますが、前町長が平成25年3月までに独立行政法人化の方針を出したいと言われましたが、私にはいま一つその方向が見えてきません。独法も含めた経営改善策は、病院関係者や、また病院運営審議会等で話し合われてきたのかをお聞きいたします。

次に、ヤギ事業であります。

ヤギの飼育頭数がふえ、今の飼育環境ではもう限界だろうと考える一人です。

ヤギの飼育は、やはり広々とした牧場の中で自由に走り回らせるのが理想で、狭いおりでの飼育はよくないと考えています。新たな飼育場についての考え方をお聞きします。

また、ヤギ乳使用のアイスクリーム販売も当初の目標額に達していない中で、新たにチーズやヨーグルト製品を開発したいとのことですが、設備投資も必要になります。事業計画についてお聞きをいたします。

また、ヤギ飼育への職員派遣についてはどう考えておられますか。

次に、観光について質問をいたします。

観光拠点としての駅前民家の活用、またグランドゴルフ場、オートキャンプ場、喫茶今須宿、そして、観光グッズの販売、ヤギ乳製品の開発と販売、これらは町直営でなく、例えばふるさと振興公社などの第三セクターがいいと考えております。民間のノウハウを生かして、意欲ある人たちにより運営していただくのがよいと思っています。町長の考え方をお聞きします。

さらに、観光協会の果たす役割も大きく、再発足についてもどうなっているか、お伺いをいたします。

次に、関中改築であります。

関ヶ原中学校は、平成25、26年度で建設される計画になっており、その話し合いはそれぞれの関係者で進められていると思っておりますが、建築に際しては国道21号から学校までの狭い道路がネックだと思っており、その解決に向かって地権者初め関係の方々への働きかけはどうされていくおつもりか、お伺いをいたします。

次に、町長は町民との対話と融和を公約に掲げられており、また職員については、前町長のトップダウン方式により職員が指示待ちになっているのではないかとも言われている中で、基

本的には前浅井町政を引き継ぐが、幾つか見直したいとも言われています。

そこで、私は、職員のかなめである副町長制についてお聞きをいたします。

地方自治法161条の1項、都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置くという地方自治の原則があり、ただし書きとして置かないことができ、町はその規定により、当分の間、関ヶ原町副町長を置かない条例を平成19年4月から施行いたしました。私は、今、町が抱える幾つかの課題に対して職員が一丸となって解決へ向かえるよう、副町長制がぜひ必要であると考えています。西脇町長の考え方をお聞きします。

さらに、条例では、町長、副町長とも報酬月額が55万円となっており、誰が考えてもこれはおかしいと思いますので、町長報酬はもとに戻すべきだと考えていますが、町長御自身のことであり提案はしにくいだろうとは思いますが、考え方をお聞きいたします。以上です。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） それでは、御答弁を申し上げたいと思います。

まず最初に、関ヶ原病院の経営改善について、独法も含めた経営改善の関係でございます。

前町長は、病院事業の経営形態を公営企業法の一部適用から地方独立行政法人化に移行することにより、効率的、効果的に事業が行われることが可能になると、経営手法の検討を指示されました。私はメンバーには入っておりませんが、病院審議会及び役場総務課において勉強会、検討会、並びに独法導入病院の視察等を行ってきております。病院においては、職員勉強会を病院幹部、役場総務課と同席のもと7回、審議会は、7月に審議会、8月に視察、前町長と幹部が2回、職員とは1回検討会を重ねております。また、岐阜大学医学部にも、独立行政法人化への移行における医師派遣の継続についても御理解をいただいております。

病院幹部からは、公営企業法の全部適用による、病院長を事業管理者とする経営形態への移行を図り、医師、看護師確保、また継続的な医療の提供を図るほうがよいのではという提言が昨年の12月に前町長にされていると聞いております。

病院の経営健全化は、町の将来の発展の大きな運営課題であり、町に必要な医療の確保と、高齢化に対応した医療・介護の維持が必要不可欠であります。自主独立性が保たれ、弾力的、効率的で透明性の高い運営を確保できる病院運営の経営形態の方針をできるだけ早く決定したいと思っております。

次に、ヤギの飼育環境についてであります。

耕作放棄地対策の事業展開が見込める状況になれば、頭数の確保や新たな飼育場所の検討をしていく必要があると考えておりますが、現状では対策事業をもう一度検証したいと考えておりますので、当面の間においては、施設や飼育頭数は現状維持を図り、乳製品の開発との調整もございましたけれども、搾乳用のヤギの確保をしつつ、適切な飼育管理の一環として、余った

分については売却ということも考えながら進めていきたいと思っております。

次に、ヤギ事業のほうの関係でございますけれども、アイスクリームの販売につきましては、23年度と24年度の見込みはほぼ同額になるかと聞いております。新規のチーズとかヨーグルト製品の開発・販売につきましては、かなり設備投資が必要になってくると思っております。今後は、それぞれの試作品をつくりながら、採算がとれるような設備計画や収支計画を策定していくということで、先に設備投資ありきではないという考えで進めさせていただきたいと思っております。

それから、ヤギ飼育への職員の派遣についてでありますけれども、基本的には行政事務職員については飼育業務への常勤ローテーションを組み込むことは考えておりません。ただ、緊急時や非常時においては、やはり担当課職員が現場に入って応援するという必要になるかというふうに思っております。

それから、次に観光拠点の経営形態についてであります。

現在、それぞれの部門については、全て町直営で地域振興課が窓口として対応をいたしております。民間経営のノウハウを生かすことは必要と思っておりますが、今頃のグリーン・ウッド関係の3部門とか観光物産販売など、それぞれの特性を考え合わせて経営方法を選択する必要があるかと考えています。今後は、それぞれの部門について、指定管理制度、第三セクターなど、それから観光協会の設立とあわせて検討をしていく必要があるかというふうに考えております。

なお、観光協会の設立につきましては、役割というのは非常に重要であると認識をいたしておりますので、今後、協会の組織の形態等を協議しながら、早期に設立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、駅前民家の活用については、今年度を実施設計の委託を予算計上しておりますが、現在は耐震補強等の改修の費用について設計業者に委託してあります。その結果に基づきまして、協議会を開催して、改築等の選択も含めて方針を改めて検討したいと思っております。

次に、関ヶ原中学校の改築についてであります。

校舎の建築につきましては、現在の校舎の南側に校舎を建築するということから、当初は西側の導入路から入るということで工事を進めさせていただきたいと思っておりますが、その後においては、やはり北側の道が必要になってくるというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、関ヶ原中学校の正面への道は大変狭く、車の出入りが支障があります。工事用道路につきましては、21号からの乗り入れが最適であるというふうに考えております。

用地につきましては、現状は担当部局で交渉をいたしております。道路の幅や位置もさることながら、地権者の利用意向というものもありまして、今後慎重に交渉を進めていきたいと思っております。これも大変重要な案件でありますので、関係各位の御意見もいただきながら、

できるだけ早い時期に地権者と会って交渉を進めさせていただきたいと思っております。

次に、副町長の設置の関係であります。

職員の異動が、前町長時代に10月に異動がございました。それで1月異動ということもありましたけれども、連続異動による事務の支障というものも考えまして、今回、私の就任における異動はしておりません。将来的には、副町長の設置というものは必要であると考えております。議員が申されるように、報酬等のこともございますので、今すぐというわけにもまいりませんし、条例の改正もやっていく必要があると思っております。

報酬に関しましては、もとに戻すべきだというお話でございますので、報酬審議会等を開催いたしまして、適正な報酬というものを検討させていただきたいと考えております。以上であります。

議長（澤居久文君） 質問漏れはありませんか。

再質問を許します。

5番（小谷清美君） それでは、再質問をさせていただきます。

病院の形態につきましては、前町長に全適のほうがいいという提言があったということでございますが、地方公営企業法の全部適用につきましては、一部適用と同じで独立採算制が原則で、特別会計であるけれども、条例の定めによって地方公営企業法の組織に関する規定及び職員の身分の取り扱いに関する規定を含めて全ての規定をすることになっており、施設の開設者は町長であります。経営責任者は町長が任命する管理者となります。財源措置は今までと変わらず、行政的経費及び不採算経費は開設者が負担をすることになっています。職員の身分も地方公務員企業職員で、任命は町長ではなく管理者となり、定数も条例で規定されています。予算は、管理者が原案作成し、議決が必要です。

メリットとしては、権限と責任の所在が明確になり、予算や人事などの独立した権限を病院事業管理者が持つということになります。デメリットとしては、管理者に権限を与え、自由に経営をやらせてもらうかわりに成果が求められる。総合対策が必要で、強力な経営力がないと一部適用と変わらないというのが、今まで私がいただいた資料の中にはそういうふう書いておまして、地方公営企業法の全部適用になると、経営責任者は院長になるのではないかとこのように思っておりますが、日常の医療業務が非常に多忙な中で、果たしてどのようにやってくださるかが非常に懸念するところでありまして、今、3月までに結論を出したいということですが、十分に病院側と話をさせていただいて方向を決めていただきたいというふうに思っております。

次に、ヤギの事業のことですが、地域振興課の中には営業室というのがあって、企業誘致に関する事、営業活動の推進、物販販売、発明の奨励及び特産品の振興に関する事があります。さらに、やぎ工房m a y ! m a y !の管理運営に関する事、乳製品の開発・製

造・販売に関することとされており、この担当者は、私は特命係だというふうに思っております。

ヤギ乳アイスの売れ行きがいまいちの中で、私は、これからは広く町民からジェラートなどのアイデアを募集して、ジェラート教室を開くとか、ヤギグッズをそろえるとか、また、武者丸くんのようなゆるキャラ、メイメイちゃんのアイデアを募集したらどうかというようなことも考えておるわけでございます。

今、町長が申されましたように、チーズ、ヨーグルトなど新たな乳製品の開発・販売については、担当者を中心に十分な議論を重ねて、前の町長のようにやってみなければわからないというようなことでは大変困りますので、今の町長の話の中で、設備投資もかかるので、初めに設備投資ありきではないということです、十分に採算が合うか検討しながらやっていただきたいというふうに思っております。

また、ヤギの飼育に関しましては、飼料、それから人件費等で、補正も含めて去年は2,000万もの経費がかかりました。耕作放棄地の雑草対策ということですが、私もたびたび見ていますけれども、放牧した場所で少しは雑草を食べていますけれども、残りは職員が草を刈っているというような状況で、これからも経費をかけていくのは非常に難しいのではないかとこのように思っております。その中で、少しでも飼料費を削減するために、ヤギ飼育サポーターとか、そういう人の募集とか、干し草、稲わら、もみ殻の提供をしていただくというような方法もあるのではないかと考えておりますので、考えをお聞きいたします。

それから、ヤギ乳アイスにつきましては、m a y ! m a y ! 開店の1周年記念でしたが、たしか定価の4割ほどで販売されたことがあったと思います。それから、年末の贈答用のヤギアイスの詰め合わせのチラシも入っておりましたが、それぞれどんな結果でありましたか。また、海津温泉とか、藤橋道の駅、養老サービスエリア等に委託で置いてある、その売れ筋はどんなふうですか。

そしてまた、ヤギ乳アイスに関しましては、ヤギ乳1リットルでアイスが10個ほど製造できると思っておりますが、今町長も言われましたように、ヤギ乳アイスが23年、24年とそんなに伸びていない中で、ヤギ乳を絞り出すヤギの頭数がどれくらいかということを検討して、これからふえていく分は販売もあり得ると、いわゆるヤギを売るということではなかったですか。そんなふうに、ほかを売るというようなちょっと感じもしたんですけども、そういったことも含めまして、ヤギ乳アイスと牛乳アイスの売れる割合から見て、先ほどの町長の答弁のように、ヤギ乳アイスの売れが両方も含めて1,100万ばかのときに、そんなにふえると思わないもんで、どれくらいの頭数が要するのかと、ヤギの乳を搾るためにですよ。それを勘案しながら頭数管理をしていかないと、今言われた、どんどんふえていってしまっただけでは飼育費もかかりますので、新たな飼育場所も要りますので、その辺は十分検討していただきたいというふう

に思ってるわけでございます。

それから、駅前民家の活用につきましては、活用検討委員会で議論を重ねられると思っておりますが、平成24年度の予算の中でも、改修工事の設計委託料77万円と活用の基本計画39万が出ておまして、これが今後活用されていくための基礎的資料になって、先ほども、改修かどうかとも検討したいということですので、その辺は十分に検討して、有効利用していただきたいというふうに思っているわけでございます。

それから、観光協会の設立についても早急にやりたいということでもございましたが、まずは町内の事業者とか商店、観光業者の方々に集まっていただいて、それから町内の直営の、先ほど言われました今須3カ所とか、ヤギ、それから観光グッズの販売もそうですけれども、その担当の方に集まっていただいて、まず意見を聞いていただいて、どういうふうにしていったらいいのかという第一歩から始めないと、なかなか難しいと思いますので、その中には当然意欲ある人も出てきていただいて、リーダーになってくれる人もあるかもしれませんので、まずはやっぱり集まっているんな意見を聞いていただくことが大事ではないかというふうに思っております。

それから、関中の改築につきましては、今町長がおっしゃったとおりで、建築に向けての懇話会とか、それから先生方の中でそれぞれ建築に向けてどのような要望が出てきているのかと。そして、昨年10月30日の臨時会で、免震校舎をつくるということで、40メートルのボーリング2本と20メートル1本でしたかね。そのボーリング調査をするのに1,370万、事業費が出たわけですが、多分ボーリング調査は終わっておると思うんですけれども、その結果はどうであったかということもお聞きしたいというふうに思います。

また、25年、26年の建築ですから25年の予算には出てくるとは思いますけれども、実施設計とか、また事業費全体についてどういうふうになっていくかという財源内訳、そういったものをお聞かせ願いたいと思います。

副町長については、早急に検討するということでしたから、そのように進めていただきたいと思っております。以上です。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 再質問、大変長い質問をいただきましたので、抜けがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

まず最初に病院の問題でございますが、全適の場合と独法の場合ということでございます。

全適の場合には、確かに町からの予算というものを組みます。ただ、独法にいたしましても、その設立に際しましては、町からの持ち出しでできるような体制をとらなければいけないと。やはり、それなりに予算というものは出していくということでもあります。

そういったことから考えると、今独法にして、たちまちにたくさんの金を一時的にどんと出す、全適にして同じような形の中で責任を持たせながらやる、これどちらがいいのかというのは私もまだ判断をいたしかねております。そういったことから、今後、また議会の方々も含めて、いろんな方の意見をいただきながら、最善の方法はどこかということは検討していく必要があろうと思っております。

当然ながら、全適にしても独法にしても、現在の流れとしては院長が最高責任者としてやっていただくということになっておるようでございます。そういった中で、やはり院長の補佐役というものも必要になってくるのは、どちらの場合でも一緒でございます。そういったことで、岐阜大学のほうにも先般行ってまいりまして、そういった院長のサポート役のこと、また新たな医師の派遣等も私もお願いに行っております。

それから、先ほど3月までというお話が議員のほうから出ましたけど、私の答弁の中で3月と言っておりません。前の町長が3月をめどにやりたいというお話でしたので、ちょっと時間をいただくことになるかもしれませんが、その点をお願いいたします。

それから、次にジェラートとかヤギアイスの関係でございしますが、町民の方からアイデアをいただいて、製品を開発したらどうかという御意見でございます。確かにそのとおりでございますが、今現在のヤギ乳の販売状況から考えると、若干ミルクのほうに余る時期がございます。そういったことで、そういったものを使いながら新製品の開発を進めていくということになるかと思っております。

採算性といいますか、原価等の考えの中でいいものができれば、そしてお客様に喜んでいただけるようなものができれば、それにこしたことはないというふうに思っております。別段、先ほど言いましたようなチーズとかヨーグルトにこだわっているわけではございませんが、今のところそういった製品が可能であるかなあということ、また、設備についても、場所等も含めて考え合わせてやっていく必要があるかということで、ミルクが不足じゃない状態の中で推移を考えていきたい。

先ほど言われましたように、頭数の関係でございしますが、現状は、ことしの一応報告を聞いた段階では、30頭ほどが種つけができているということで、来年も、ことしと同じくらいの30頭からの搾乳が可能であるということで、計算をしながら製品の開発、また現行のアイスクリームの販売というものを含めて考えていきたいと思っております。

それから、次に飼育のほうでございしますが、確かに現在耕作放棄地対策としての放牧は、広範囲では行っておりません。比較的狭いところでやっているということでございしますが、電柵等を張る場合には、周りの草は職員が刈るということになっております。ある程度ヤギが草を食べた段階で次の場所へ移すという作業が必要になってまいりますので、人が見ると、職員があぜ道の草を刈っておるんじゃないかと、耕作放棄地に立っていないんじゃないかというお話

になりますけれども、放り込むヤギの頭数によってはすぐに食べてしまうという関係で、そんなようなことが見えるのかなと思っております。

それから、飼料の関係でございます。

今、ミルクを搾乳するヤギについては、御指摘のように、全部買った飼料を与えております。確かにそういったことにしますと飼育費用がかさばるということで、好ましいことではありませんけれども、一方、アイスクリームの製品を考えると、それなりの味を出すためにはやむを得ないということもあるのかなということも思っております。ですから、今後つくる製品につきましては、できるだけそういった買う飼料ばかりじゃなしに、青草をある程度食べさせたものでどうかというような試験もやるようなことは、指示をいたしております。

それから、サポーターとか飼料の提供につきましては、ぜひともそういう協力をしていただける方がおればお願いしたいなというふうに考えております。

それから、アイスクリームの4割販売とか12月のクリスマスシーズンでの販売、これにつきましては後から担当から御報告をさせていただきたいと思っております。

それと、ヤギの販売につきましては、現在の北小の跡地の仮牧場の施設規模がもういっぱいだというふうに判断をいたしておりますので、100頭をめぐりに飼育をしたらどうかということで、100頭がいいかどうかも含めて今後検討しますけれども、とりあえず秋口には100頭になるような形で、不要なヤギ、雄ヤギとか、もうひねたヤギとか、そういったものは処分をする方向で検討をするように、今計画をつくるように指示をさせていただいております。

それから、ヤギ乳と牛乳アイスの売れぐあいの関係ですが、これも後からちょっと答えさせていただきます。

それから、次に駅前の問題でございますが、駅前古民家につきましては、確かに御指摘のとおり、今年度予算で設計費を組んで、今耐震等も含めて調査設計を委託していると聞いております。

私の個人的な感想でございますが、前回屋根が抜けて、見たときには、たるきが半分腐っているというような状況もございまして、耐震補強をやるよりも取り壊してやった方がいいのではないかと考えておりますが、一応設計が出た段階で協議会の皆さんにお集まりいただいて、御相談を申し上げて決めていきたいというふうに考えております。もしだめな場合には、取り壊して新たに建設をするという方向に進めさせていただければありがたいなというふうに思っております。

それから、次に観光協会の話でございますけれども、議員は町内業者が集まってと言われました。それも確かに一つの方法であろうかと思っておりますが、私は、もう一つ広い視点で、町民の中でそういった意欲を持っていच्छる方、業者に限らず入っていただくのも一つの方法ではなかろうかというふうに思っております。そういったことで、今担当課のほうにも、

その形態のあり方、進め方というものをどうすべきかというのを検討させております。また、近々開催しようと思っておりますけれども、まちづくり委員会等においても、そういったこともお話をいただければというふうに提議をしていきたいというふうに思っております。その上で、いかに有効な活動といたしますか、実質動いていただけるような組織ができるかというものを検討していきたいと思っております。

それから、関中の懇話会の要望につきましては、後ほど教育委員会のほうから回答をさせていただきたいと思っておりますし、実施設計の内容についても教育委員会から答弁をいたさせます。

ヤギのミルクに関してのゆるキャラをつくったりとか、いろんな教室をやったらどうかという関係でございますが、現状ではまだ考えておりませんでしたので、ちょっと今後検討させていただいて考えをまとめさせていただきます。

議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 先ほどの質問の売上げの割合でございますが、店舗の分と外で、去年の場合ですけど笹尾山でも行って売ってましたので、あと海津温泉とか藤橋の湯ですね。これの割合でございますが、去年は全体で1,170万ほどでした。そのうち店舗での売上げが約800万程度ですので、7割弱は店舗のほうの売上げとなっております。

それと、先ほどの話でございますが、アイスの安売りですね、たしかこれ4割引きやと私思っておったんですけど、6割で売らせてもらった、それとの調査のほうですけど、今調べさせていただいておりますので後ほど報告と、あと牛乳アイスとヤギ乳アイスの割合もちょっと今調べておりますので、後ほど報告させていただくということで、よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） 山田社会教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 御質問の中で、校舎に関する懇話会、そういった内容ということだと思っております。

懇話会につきましては、一応4回ほど開催させていただきました。その懇話会の内容は、プロポーザルでいただいた計画図をもとに、教室と多目的スペース、特別教室、音楽室とか理科室とか、そういった教室なんですけれども、その位置とか、あとは大きさとかそういった大まかな内容を検討、協議をしたというふうに思っております。

あと、学校の先生との打ち合わせ、懇話会が終わってから始めたわけなんですけれども、今まで7回、学校長と教頭と担当者とのレベルでお話をいろいろとさせていただいております。その内容につきましては、教室に棚の数ですか、そういった細かい教室の設備、そういったものの内容をいろいろと詰めていると。現在もそういうふうに話をしているわけなんですけれども、黒板をどんな黒板にしたいのか、要は上下高さが変わるような、そんなような黒板にしたいとか、いろんなそういった細かいお話を聞いて、それを設計に反映しているということでございます。

今申しましたように、まだ詰めている段階なので、最終的にでき上がる事業費が幾らかということについては、まだまだこれは読めないという状況でございます。なるべく早く、その辺の全体の事業費というものはつかみたいというふうには思っております。

ボーリング調査につきましては、報告書ができ上がってくる、そういうものを含めると、3月中ごろになるんです。ですから、今現時点で御報告できるのは、何ら問題はなかったと。地盤はかたいというんですか、ということで報告をいただいて、それに基づいて設計を進めておっていただくということでございます。以上でございます。

議長（澤居久文君） 再々質問いいですか。

再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

小谷清美君。

5番（小谷清美君） それでは、再々質問させていただきます。

病院問題は非常に難しい問題で、今町長も、地方公営企業法の全適か、また独立行政法人化か、判断をしかねるというようなことをおっしゃっていましたが、病院側と十分に本当に話し合っていて経営形態を決めていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

私自身も、全適でやるほうが、先生が公務員であることの安心感があるのではないかというふうに思っていますので、独法でやれば、確かに給料が上がるとか自由な裁量はありますけれども、今の中ではそんなことはできませんので、いつ首になるかというようなことは、法人化はあり得りますので、やっぱり先生が安心していただくためにも、全適で、しばらくは院長先生にお任せするというような方法がいいのではないかというふうには思っておるわけでございます。

それから、ヤギアイスにつきましては、今もお聞きしたとおりで、全体の1,170万の売り上げの中で、ほかの店舗で800万も、店売りということですね。ここの店売りということですね。実際私もほかのところへ行って聞いても、なかなか売れないよということは聞いてますので、前町長が言われた、ヤギアイスは非常にアトピーに効くとか、そういうことはありましたけれども、薬事法でそれはうたうことができませんので、あくまで個人の感想ということでテレビ、新聞でもそういうことはやっていますので、多分効くんだろーと思いますけど、その辺の売り方についての宣伝文句が非常に難しいなということを思っておるわけでございます。ヤギの飼育も含めて、慎重に審議をしていただきたいというふうに思っております。

それから、これは全般にわたるわけですが、実は平成23年度にまとめられたまちづくりの基本構想というのがありまして、以前は地方自治法で策定が義務づけられておりましたが、その縛りがないということで、各市町がそれぞれに応じてつくったらいい、つくらなくてもいいというふうになっていたわけですがけれども、私は、基本的にはこの町がどういうまちでありた

いかということでありまして、それを、こういうまちづくり基本構想をつくることによりまして、町民とか事業者、行政が共有していくことが大事でないかと思うんです。

これについては、23年度から32年度までの計画になっておりまして、23年から27年度の前期基本計画、それから28から32年の後期基本計画というのがありまして、その前期の5年、後期の5年の中でも、中間地点で進捗とかを環境によって見直していくということが書いてあるわけですね。そうすると、その中で、担当者に前期基本計画はどうやと言ったら、できていないと。24年度予算案でも17万のまちづくり委員会で検討するという予算が上がっているのも、もう既に25年度、5年間の中間期になって見直すのに基本計画がないんですね。基本計画をもとにして実施計画というのがあるんですね、前は。そうすると、今私がいろんなことを聞いた中で、何を最重点にこの町として取り組んでいくかということとその中できちっと決めて、そしてそれをもとに取り組んでいかないと、思いつきとは言いませんけれども、それでは非常にだめだと。

そして、私が最近思うことは、いろんなことをちょっと聞きますと、いや、それは担当じゃないで知らないと、あっち行って聞いてくれというようなことが、町の重要施策にかかわることでも言われまして、あっちの課に行ったりして聞くわけですが、私は、今回いろんな質問しましたけれども、当面の町の抱えるそれぞれの課題について、町民、事業者、行政の職員全員の人々が共通認識、共通理解を持って進めてもらいたいというのが思いでして、その基本になるのがこの基本計画、基本構想ではないかというふうに思っておるわけです。

先ほど言いました関ヶ原病院をどうするかとか、それから関中の改築、また広域農道、それからバイパスの第3工区、水対策、観光事業、それにヤギ、それから新政権になって打ち出されました大型補正予算なんかの学校、病院、あるいは公共施設等の耐震化の助成、そしていみじくも国土強靱化の担当大臣に古屋大臣がなられたわけですが、その強靱化計画による橋梁の補強工事も町として課題に上がっていったらいいおるわけですね。そういった中で、補助申請できるものは、新政権が打ち出した対策、大型補正予算の中でできるものがあればどんどん見つけてやっていってもらいたいというふうに私は思っておるわけでございます。

そして、町には企画会議というのがあって、企画会議は毎週火曜日、関ヶ原町政の基本方針とか最重要課題の策定及び運営に関することを議論するというものになっておりまして、それは当然教育長とか監理官、課長、関係管理者がメンバーで、担当課を超えて全員が共通認識のもとに話し合っていていただく会議ではないかというふうに思っておるわけですが、何か聞こえてくる話では各課の日程調整だけで終わっておるというようなこともありますので、やっぱり職員の共通認識としてそういう課題について話してもらいたいと。

それから、職員のプロジェクトチームもありますので、そういうのも重要な会議でありますので、私は職員の持っている英知を全部結集してもらいながらやってもらいたいというふうに

思っておるわけでございます。その辺をよろしくお願いいたします。

私たち議員も当然勉強しなければなりませんので、そのようにやっていきたいと思っておりますけれども、これは要望ですけれども、町長のその一言だけお聞きしまして、一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 病院との関係につきましては、一応御要望というふうに受けとめさせていただいて、今後検討させていただきます。

それから、基本構想につきましては、基本構想というのは町の戦略でございます。戦術に関する基本計画、これは確かに御指摘を受けましたが、個々の事業についてはやはり立てていかなければならないというふうに思っておりますので、今後はそういう形で、今までのような形ではなしに、計画を立てた中で進めるようにさせていただきたいと思えます。

また、担当でないから知らないとか、課題に対する認識がないという御指摘でございます。これも十分受けとめまして、職員にふだんからの勉強とか、そういう認識を改めるようなふうにしていくような努力をさせていただきたいと思えますし、耐震とか橋の橋梁の助成、こういったものにつきましては、もう既に、大型予算ということで補助金が大変ついてくるということで、見落としがないようにという指示はさせていただいております。

それから、企画会議につきましても、私になりましてから、いろんなことをざっくばらんに提案して、短い時間ではありますけれども、みんなの意見を聞きながらやっていく方針に変えていきたいと思っております、日程調整だけの会議ではないようにしていきたいと思っております。そういったことで、また御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（澤居久文君） これで、5番 小谷清美君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時30分まで。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時29分

議長（澤居久文君） 若干時間は早いですけれども、皆おそろいですので、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続きまして、4番 田中由紀子君。

〔4番 田中由紀子君 一般質問〕

4番（田中由紀子君） それでは、私は、1番、西脇町長の基本的政治姿勢について、2番、関ヶ原人権裁判について、3番、関ヶ原小学校のプール建設を、この3点について一般質問を行いたいと思えます。

1. 西脇町長の基本的政治姿勢について。

西脇町長が新たに就任され、町民の間には不安と同時に期待する声も多くあります。課題は山積しており、難しいかじ取りが続くと思いますが、町長の豊かな行政経験を発揮していただくことをまずもってお願いするものでございます。

さて、町長は所信表明の中で、住民との対話を通して融和を図ると述べておられます。今の関ケ原町に一番必要な政治姿勢と感じていますが、これまでのような差別的な対応ではなく、住民の声に耳を傾け、立場の違う住民や団体とも対話を大切にされるのか、伺います。同時に、住民参加のまちづくりを大切にしていきたいが、伺います。

次に、住民参加をまちづくりにつなげるためには、コーディネーターとしての役割が職員の皆さんには求められていると思います。職員の皆さんが元気に生き生きと仕事をされることは、その役割を發揮する上で大事な環境になると思います。役場内での職員間の自由な議論を保障することが大切かと思いますが、お考えを伺います。

項目最後に、地方自治法第167条には、副町長の職務について、「普通公共団体の長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理する」というふうにあります。

関ケ原町は、現在条例により副町長を置かないことになっていますが、円滑な行政運営のためには副町長を置くのが望ましいと考えます。この点については、先ほど小谷議員の答弁がございましたので、答弁は結構です。

2番、関ケ原人権裁判について。

町が行った署名者宅への戸別訪問をめぐる争われていた関ケ原人権裁判は、去る10月9日、最高裁判所が関ケ原町の上告を棄却したことで結論が出ました。町の行為は、原告らの請願権、表現の自由、思想・良心の自由、プライバシー権を侵害したとして違法行為とされ、賠償命令が下されたのです。

この裁判は、民主主義の世の中であって、住民が安心して行政に意見が言えるという当たり前の権利を認めたものであり、同時に行政に対しては、住民の声に誠実に耳を傾け、ましてや圧力を与えるようなことは決して許されないということを改めて世に明らかにしたものと思います。

町長は、この判決内容を真摯に受けとめ、行政として町民に謝罪するとともに、今後二度と人権侵害行為はしないと約束していただきたいが、伺います。

判決によれば、前町長の故意過失が言及されております。賠償金の支払いは執行されたようですが、国家賠償法第1条第2項「公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」のとおり前町長に対して求償されたいが、伺います。

3番、関ヶ原小学校のプール建設を。

関ヶ原小学校のプールが使えなくなり、現在町民プールを代がえとして使用されています。毎年夏を過ぎると、子供たちがかわいそう、今どきプールのない学校なんてという苦情が私のところにも寄せられます。夏休みのプール開放も、学校プールであれば友達と一緒にという安心感で参加しやすいと思います。未来の関ヶ原町を担う子供たちの教育環境の整備充実として、関ヶ原小学校のプール建設を求めますが、伺います。以上です。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） それでは、答弁を申し上げます。

対話を大切にされるかということでございます。

住民の声に耳を傾けることは、大切なことであると認識をいたしております。議員の一般質問の中にあります、立場の違う住民や団体というのはどのような方が私もわかりませんが、人それぞれ考えがあり、それなりの組織の目標とか、そういったものがあるかと思っております。私は、そういった方々との対話を通して相互理解を図っていくということも大切であろうかというふうに考えております。

また、次の住民参加のまちづくりということに対しましても、これは非常に大切なことであるというふうに思っております。当面、今まちづくり委員会、今年度の予算にはございますので、立ち上がっておりませんでしたので、就任前に課長にお願いをいたしまして、募集をかけていただいたということで、近々立ち上げをさせていただくことにしております、現在委員の公募がもうすぐ締め切りになるかと思っておりますが、そういう状況でございます。

また、その次に役場内での自由な議論ということでございますが、この趣旨がちょっとわかりかねますけれども、職員には、指示待ち人間になることなく、みずから率先して事業に取り組んでほしいと申し出ておまして、そういった意味で自由な議論は積極的に行ってほしいと思っております。しかし、役場という組織においては、何でも自由というのではなく、TPOを考えた発言というものにはおのずと制限があるというふうに思っております、その点、職員はわかまえて発言をしていると思っておりますので、私としては制限云々ということは考えておりません。

次に、人権裁判についてでございますが、確定判決を受け、その内容を真摯に受けとめ、町民の皆様にはおわびを申し上げたいと考えております。

また、人権侵害のみならず、違法と認識できるようなことは、当然のことながら行ってはならないと考えております。

さらに、国家賠償法により前町長に求償権をとということでございますが、このことにつきましては、今、有識者等の方々に御意見を順次伺っておりますので、まだ結論には達していない

という段階でございます。もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

次に、関ヶ原小学校のプールの建設をということで、平成21年3月の議会でも御質問があったようでございます。

教育委員会等を通じて聞きますと、体育の授業を進めるに当たっても適正に問題なく行われているというふうに聞いておりますし、保護者の方からも特に反対というような意見はなく、現状で御理解をいただいているというふうに思っております。

プールというものは、基本はないよりはあったほうがよいというふうに思いますけれども、必要な施設と欲しい施設というふうに分けたときには、現在はすぐそばに町民プールがあって、そこで利用しているということから、私は欲しい施設であるというふうに判断しておりまして、当面は、利用できる施設として有効に町民プールを使っていただくことがいいのではないかと考えております。以上でございます。

議長（澤居久文君） 再質問を許します。

〔4番議員挙手〕

田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） まず町長の基本的政治姿勢については、住民の声に耳を傾ける、また立場が違って対話を通して相互理解をしていく、まちづくりも住民参加も大切だという点では、本当に期待をしているところですので、そういう点でも私もそういう方向で一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

続いて、人権裁判についてですけれども、これについても真摯に受けとめていただいているようですので、それから求償権の問題ですけれども、もう少し時間をいただきたいということでしたけれども、町長の命令によって行われた行為によって町民の精神的苦痛の代償を町民の税金という形で払うことがおかしいという立場ですので、その辺は十分に協議をしていただきたいのと、あと国家賠償法の中には、故意または重大な過失というふうに書いてあるんですけど、「故意」ってなかなか難しい言葉で、いろいろ国語辞典を調べてきましたら、わざとすること、知っていてやること、自分の行為の結果を知りながら行動すること、自分の行為が一定の結果を生じることを認識してあえてその行為をする意思、こういうふうに書いておりました。そういう意味では、判決に「故意」というふうに書かれた時点で、もはや求償権が発生するというようになっておりますので、その辺の御理解もぜひしていただきながら協議を進めていただきたいというふうに思います。

それから、関ヶ原小学校のプールですけれども、学校にはプールがあって当たり前というふうな今時代になっていると思うんですね。欲しい、欲しくないという水準ではないというふうに私は思っていて、やはり学校の教育カリキュラムの中に水泳授業というのがきちんと組み入れられているわけですから、その教育環境を充実させるというのは町のやっぱり責任であると

いうふうに私は思っています。

それで、平成21年度羽島市の福寿小学校がプールを改築しています。ここは400人規模なんですけど、決算額としては1億4,800万。そのうち、ここはまちづくり交付金を使われましたので、交付金が5000万、残りの9,600万が町負担というふうになっております。それから、昨年8月、恵那市の東野小学校もプールの改築が行われました。ここは80人規模なんです。ここでは、総事業費として9,600万、そのうち国庫補助金が3,000万ということで、何億も要るような事業ではないというふうに思いますし、特に暑い中を子供たちが通うということが、やっぱり体力的にどうなのかと、次の授業に影響を受けないかという問題があると思いますので、その辺のお考えを伺います。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 住民の意見を聞くであるとか、人権の問題については、御要望というふうに受けとめさせていただきました。

国家賠償法の考え方による故意または過失という判断についても、御意見を承りましたが、私としてはまだ結論に至っていないということで、参考意見として聞かせていただきます。ただ、私も当時担当をいたしておるといふか、訪問調査のときには一課長として携わっておりました。そういった関係から言いますと、これが法律に違反しているという認識のもとで行われたものではなかったということは、担当者としても思っております。それだけは、今述べさせていただきたいと思います。

次に、プールがあって当たり前と言われましたけれども、水泳授業ができないのであればこれはやらなければいけない、そう思っております。しかしながら、今現状は、ちょっと歩いていただきますけれども、すぐ近くでプールがあって体育の授業ができているということで、そういった意味では水泳環境は整っているというふうに思っておりますし、行くまでの体力がないというようなことではなしに、歩くことによって体力も養われるといったこともあるのではないかと考えております。また、水泳授業そのものも体力を続けるための授業というふうに捉えておりますので、そういったことはないというふうに思っております。以上です。

議長（澤居久文君） 再々質問を許します。

〔4番議員挙手〕

田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 求償の問題についてですが、職員の皆さんとしては違法と認識していなかったということでございます。ここ、判決には職員の皆さんのことまでは書いておりませんが、命令した町長です。命令した町長については、判決の中で、確実に故意であったということが述べられております。例えば、重複署名の確定というのは署名簿をチェックすれ

ば足りるということやら、同一筆跡による署名かどうかの調査については、町長本人が戸別訪問の目的ではないというふうに認めているのと、いろいろ事実関係を調査した結果、推しはかると、主な戸別訪問の目的は、説明会に出席すれば反対者も賛成に変わったのではないか、最終結果は賛成者のほうが多いということではないか、このような予想が証明されないかにあり、署名が各人により真正になされたか、あるいはその真意を代筆してもらったかどうかは、訪問の主な目的としてはいなかったと考えられるというふうに言うておきまして、すなわち、町長が自身の意見を実現するために、自己に対する考えを有する一部の町民の意見を封じるという積極的で不当な目的のためになされたというべきであるということなので、職員の皆さんはそういう認識はなかったかもしれませんが、町長は、そういう認識のもと、十分にそういうことが予想されることを知りながら行ったということで、故意というふうに判決は出されておりますので、やっぱり町長の責任というのは大変重いんだというふうに思いますので、その辺も勘案していただきたいというふうに思います。

それから水泳ですけれども、何か授業はまとめてやられているというふうに聞きましたけれども、私は、行き帰りの時間のロスというのは、水泳授業の時間に1つは響いているんじゃないかというふうに思うのと、もう1つは、やっぱりそれだけ暑い中を疲れて帰ってくる、行きはいいですよ、行きはいいですけれども、帰りは本当に体がだるくて、暑い炎天下の中を体を引きずりながら帰ってくる、普通に水泳授業やるだけでも大変疲れますが、さらにそれに暑い中を帰ってくるということになると、ほかの授業にこれが響かないかというふうに私は心配をしています。それから、3つ目には、やっぱり今須小学校がプールがあって、夏休みも利用されているというふうに聞いておりますので、そう意味では大変不公平感があると思いますが、その辺ぜひ勘案していただいて、検討していただきたいというふうに思いますので、その辺のお考えを伺います。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 求償の関係でございますけれども、今議員は故意であったというふうに言われましたけれども、判決文は故意または過失であったというふうになっております。それで、先ほど職員は関係ないと言われましたけど、職員は、違法で認識しておったときには、町長のその行為をとめる責務がございます。それをやらなかったということは、やはり職員も責任があるんじゃないかと、私はそういうふうに考えております。そういった上で、今後検討をして判断を進めさせていただきたいと思っております。

また、プールについては、体育の授業内容のことでございますので、教育長さんからちょっとその現状等をお話していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） 山崎教育長。

教育長（山崎悦生君） お願いします。

これは、21年の3月の議会のときにもお話をしたと思いますけれども、体育の授業は、季節のスポーツとして水泳が指導要領の中に書かれています。大体各学年10時間程度することになっていますが、そのことについては、先ほど町長も答弁されたように、実際にやっています。

季節のスポーツですから、夏は水泳ですけれども、冬はスケートとかスキーも書かれています。御承知のように、関ヶ原のスケートセンターがあるうちは冬のスポーツとしてスケートをやっていましたし、山間部の小・中学校ではスキーを体育の授業として取り入れているところもあります。したがって、学校の中にスケートリンクがあるわけでもありませんし、スキー場があるわけでもありませんので、やむを得ない場合は、本来はそれはあったほうがいいに決まっていますが、やむを得ない場合は、近くにそういうかわりの施設があれば、それを使うことについては特に問題はないというふうに、私は考えています。

参考までに申し上げますが、7月の19日に、関ヶ原小学校のPTA会長さんと校長先生と、プールのことについて懇談をいたしました。現状をお話しして、このことについては十分理解をいただいています。あわせて、あるにこしたことはないというのは、そこに参加した者のみんなの共通の認識であります。

それから、今後検討していくと、あるにこしたことはないわけですから、もしつくとしたらどこにつくるかという問題があります。古い関ヶ原小学校、旧南小学校のプールは、大体大きく3つの理由であそこは適当じゃないということで、新しい関ヶ原小学校ができたときには体育館の南側につくるという計画があったと思います。何で旧プールのところがぐあい悪いかというと、1つは、隣接するおうちの寝間が機関室のすぐそばにあるわけですね、騒音が、今度作り直すとする、隣接するおうちへの騒音をないようにせなければいけませんから、ちよとぐあいが悪いと、これが1つ目です。それから、大プールと小プールの段差が大きくあります。今もそうですけれども、大プールにろ過器があって、これではあかんということで、小プールの下の段にもろ過器が今つけてあります。どうしても新しくつくるとすると、同じ高さの整地をせんなんということ、これが2つ目の困難なところです。

3つ目は、これも保護者であった方はどなたも承知しておっていただけるかと思いますが、プールの南側の竹やぶと、それから広葉樹の落ち葉がすごい。毎年プール掃除をするときには、本当にプールの底にこのぐらいたまっておるわけです。このことは、ずうっとこれまで何十年の間課題になっていましたが解決できていませんから、もしあそこにつくったとしても、その解決が大変難しいと。

今申し上げた3つの理由で、体育館の南側につくろうという計画やったんですが、今実際にあそこへ行っていただくとわかりますけれども、あそこにプールをつくと、西側から入ることができなくなりますし、運動場をぐうっと狭くしてしまいます。私は、今のその計画で体育

館の南側につくるということが本当にいいのかどうかということについては、もっとよう検討せなかんというふうに考えています。そういたしますと、どこにどのようなプールをつくるかというようなことについても、簡単に結論は出さないで、よく検討をして結論を出していきたいというふうに考えています。したがって、当面は今のプールを使うということになります。

今須と関ヶ原小学校が不公平やというお話でございますが、これは、例えば今須の小学校と新しい関ヶ原小学校と比べると、明らかに施設は不公平であります。今度関ヶ原中学校と今須中学校と比べると、明らかに関ヶ原小学校のほうが施設としては不公平であります。今度新しくできると、逆に不公平になります。こういうことについては、ある意味では仕方がないといえますか、了解していただかないと、一遍に同じ平等ということにはできませんから、御理解をいただきたいなというふうに思っています。以上です。

議長（澤居久文君） よろしいか。

〔「はい」の声あり〕

これで、4番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 松井正樹君。

〔3番 松井正樹君 一般質問〕

3番（松井正樹君） お許しを得ましたので、私は、町士の保全についてお伺いをいたします。

最初に、この問題の用紙の中の公約という字が間違っておりました。「口」ではなくて、「公」でございます。訂正しておわびをいたします。

それでは、始めさせていただきたいと思います。

西脇町長は、施策の公約として5つの主柱を掲げておられます。私は、その中の1本の柱である町士の保全についてお尋ねいたします。

当町の80%は山林であります。今須杉、今須ヒノキとしてその名を近隣に知らしめた時代は過去のものとなり、山林経営は成り立たなくなり、山林は荒廃する一方であります。昨年の9月の集中豪雨によって大打撃を受けた地区、箇所も多くあります。

町長は、当町の広大な面積を占める山林を当町においていかに位置づけ、いかに向き合うのかをお尋ねいたします。以上であります。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、近年の林業経営については大変厳しい状況であると。また、林業の衰退とともに地域の活性化も低下し、後継者不足や高齢化などの問題、また十分な手入れがされず荒廃が目立つようになってきている中で、やはり森林には水源涵養や地球温暖化防止、また

災害防止などの公益的機能を保持しております。

関ヶ原町においても、重要な役割を担っているものと認識しておりまして、この重要な森林資源を守っていく、維持していくことは、やはり環境保全が必要であり、治山治水事業、間伐等の整備事業等の充実を図る必要はあるものというふうに考えております。以上です。

議長（澤居久文君） 再質問を許します。

〔 3 番議員挙手 〕

松井正樹君。

3 番（松井正樹君） 当町には、まさに町長のおっしゃるところの町士の保全を目指した治山治水をスムーズに促し、行うための森づくり委員会なる組織があるわけですが、その森づくり委員会の今後と、今後の具体的可能性をお尋ねしたい。

また、今後山の立ち木を売って生活をしていく山林経営は恐らく難しい状況の中でも、今町長がおっしゃったように、山の手入れをせずに、いわゆるほったらかしにしておけば、先般の集中豪雨等の際にはとんでもないしっぺ返しを食らうことになるわけですが、難儀で、そして気の長い話でも、日々現場へ通い、手入れをするしかないわけでありまして。そのために、林道、作業道は、現場へ容易にたどり着くための道路として必要なわけでありまして。国・県・町の補助を受けて、新たな作業道が当町においてもつくられておるのではあります、総工費の5%の地主の持ち出しがネックとなって、なかなか地主さんが手を挙げるにまでにはいかないというのが現実であるともお聞きしております。

近隣町村の状況、また今後、当町では、その地主の受益者負担とも言うべき持ち出しの割合の緩和等についても、私は考えるべきではないかと思うのであります、その辺のところ御答弁いただきたいと思っております。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

西脇町長。

町長（西脇康世君） 森づくり委員会でございますけれども、ここでは森林の現状やさまざまな課題を審議していただいております、町の山林の維持形成を図っていくために重要な組織と認識をいたしております、今後さらに充実を図っていただければありがたいというふうに思っております。

それで、この森づくり委員会も入っておりますが、西濃森林組合等々もかかわっていただきながら、今は、国の補助を使いながら間伐等を、賛同していただいた地域においてやっております。地域においては、一角の中でやはり賛同を得られないとできないというようなお話も聞いておりますので、そういった意味で地域の皆さん方の御協力が必要であるというふうに思っております。そのために、先ほど言われましたように、5%の個人負担という問題につきましては、近隣町村の状況を調べながら、よりみんなが賛同していただけるような方策

を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。
林道についても同じようなことをごさいます。

ただ、言えることは、やはり山に手を入れなければ山は荒れてしまうと。荒れたら、去年の9月の大水のように土砂が一気に流出して、川の水みちが変わってしまうというようなことにもなります。やはり水源の、水を保水する機能というのは、山には非常に重大であると思っておりますので、そういった意味で、今後山に手入れをするような方策をできればいいなというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（澤居久文君） よろしいか、再々質問ありませんね。

これで、3番 松井正樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第97号について（討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第3、議案第97号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第98号について（討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第4、議案第98号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案は、原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第99号について（討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第5、議案第99号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 町議第1号について（討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第6、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町議第2号について（討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第7、町議第2号 関ヶ原町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第2号を採決します。

本案は、原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（澤居久文君） 以上をもちまして、平成24年第6回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員